

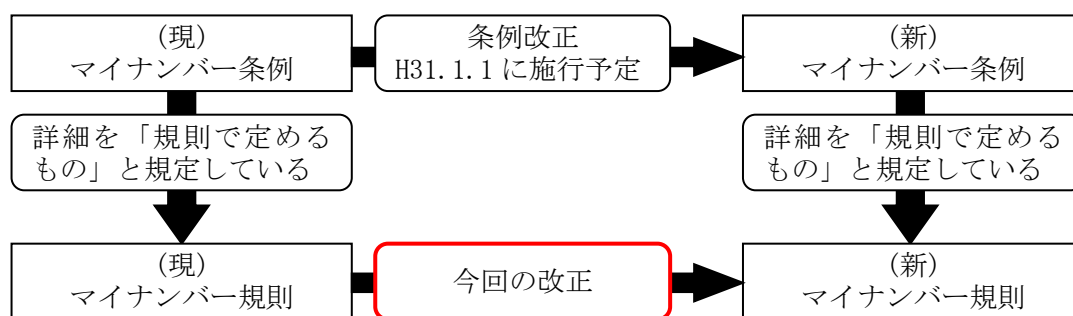
## 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正の概要

### 1 改正の趣旨

神奈川県では、国のマイナンバー利用事務と密接に関わる県独自の事務においてマイナンバーを利用することを目的として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用範囲及び特定個人情報の提供に関する条例」（マイナンバー条例）を定め、平成 28 年 1 月から施行しています。平成 30 年 10 月には、県独自のマイナンバー利用事務を追加するためにマイナンバー条例を改正し、平成 31 年 1 月 1 日からの施行を予定しています。改正した条例には「規則で定めるもの」として詳細を規則に委任した箇所があることから、このたび、条例の改正に伴って規則を改正するものです。

### 2 条例との関係

今回改正する規則（マイナンバー規則）は、条例において「規則で定めるもの」とされているものを具体的に規定しています。



### 3 改正の内容

#### (1) 新規事務の追加

県独自のマイナンバー利用事務としてアからオまでの事務を追加するとともに、ア、ウ及びエの事務で利用できる特定個人情報として、高等学校等就学支援金の支給に関する情報を追加する。

#### ア 私立の高等学校等に対する入学料又は授業料の負担の軽減に関する事務（学費補助事務）

私立の高等学校等に在学する生徒の入学料又は授業料を学校が軽減した場合に、軽減した学校に対して県が補助する事務。

#### イ 私立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務（奨学給付金事務）

私立の高等学校等に在学する高校生等の保護者等に対し、授業料以外の教育に必要な経費のための給付金を支給する事務。国公立の高等学校でも同様の制度がある。

#### ウ 授業料又は受講料の免除に関する事務

生活保護の受給者や経済的な理由により授業料等の負担が困難な者を対象に、授業料等を免除する事務。

#### エ 学び直し支援金の支給に関する事務

高等学校等の退学者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学を支援する目的で額を支給する事務。

**オ 国公立の高等学校等における奨学のための給付金の支給に関する事務（奨学給付金事務）**

国公立の高等学校に在学する高校生等の保護者等に対し、イと同様の措置を行う事務。

**(2) 既存事務の改正（生活困窮外国人に対する保護に関する事務における進学準備給付金の支給事務）**

番号利用法の改正により、生活保護に関する事務において進学準備給付金の支給事務が追加されることに伴い、生活困窮外国人に対する保護に関する事務でも同様にマイナンバーを利用できるようにする。

**(3) その他の改正**

条例との整合を図るため、表を再編するなどの改正を行う。

**4 施行日**

平成 31 年 1 月 1 日